

平成 31 年 第 1 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 31 年第 1 回東彼杵町議会臨時会は、平成 31 年 1 月 28 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	欠 席		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 9 号)

6 閉 会

開 会（午後 9 時 28 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。少々時間が早いようですが、皆さんご出席ですので始めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 31 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始めます前にお知らせいたします。会計課長が公務出張のため、本日の会議を欠席されておりますのでお知らせいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって、3 番議員、岡田伊一郎君、4 番議員、前田修一君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 1 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第 3、議案第 1 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 1 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしまして、町行財政改革の一環として、役場組織の見直しを行うため本案を提出するものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。1ページの第1条、設置、東彼杵町に次の課を置くの3番目の課でございませぬ財政管財課並びに8番目の税務課を削り、その2つの課を統合して、まちづくり課の次に税財政課を置くものでございませぬ。第2条に課の事務分掌を規定してありますが、3号に税財政課として、旧の財政管財課にありませぬア、財政及び財政に関する事項、裏面のイ、入札及び契約に関する事項、ウ、町有財産の管理等に関する事項を、それぞれア、イ、ウとし、税務課にありませぬ税に関する事項をエとして、土地、家屋に関する事項をオとして、地籍調査に関する事項をカとして、町税等の収納対策に関する事項をキとして、事務分掌を定めるものでございませぬ。

施行日は、平成31年4月1日から施行するものでございませぬ。以上、説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今、説明を受けませぬが、説明の中でア、イ、ウが財政管財課。エ、オ、カ、キの部分が税務課というところだだだと思ひませぬ。今がそうですね、現況がそういうことになっていませぬ。かつては、このア、イ、ウは、総務課に属したところだだだ管轄されていませぬのではないかと記憶していませぬ。なぜ、税務課かということだだだ統合になっただだだのかの説明を求めませぬ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

企画財政課というようない形で、元々総務課にあっただ、総務課の中に財政係がありました。これについては、それぞれの課再編の中で見直し等を行ひ、課の、分けるといふ形でなされたものだだだ、今回、特に、これに至りませぬは行財政改革の一環ということだだ、今後、人口減少といっただ部分についても見直しをしていひながら、役場の組織も見直し。もちろん総務課についてもそうだだだございませぬが、先ずは、土地と家屋について共通項がある税と財政課、また、財産についての国税等についての取り扱ひについても共通項があるということだだ、今回、税財政課というふうない形で再編を見直しことに提案したものでございませぬ。以上です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうすることによって事務の効率化といふのは、かなりのレベルが上がるんですか。かなりのということだだだいいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

事務レベルというよりも、今回は行財政改革の一環ということで、事務の簡素化、合理化というものから統合をやるということでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

簡素化という発言をされましたが、これをすることで簡素になるんですか、本当に。連携した形の中で、当然、町有財産とか、それらの形になると税に関するものもあるかもしれませんが、本当にそうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

表現が適切でなかったということで、スリムという形です。やはり、市町村についても課の統合をしながら、他町の例について見ますと、小値賀町でも 10 課という形で。そういった中で、町についても同じ、13 課というよりも、やはりこういった統廃合を進めながら行財政改革を進めていかなければならないという、その一環として今回提案をさせてもらっているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

これには今まで、税務課でも各係長などを、例えば固定資産係長とかされておりますが、今度統合することによって、また、財政管財課の方の係、その役割分担というか、そういったところで係を増やさないとそのままではやっていけないのではないかと考えております。そういった詳細については、まだ事務レベルですので、ここに規約、条例改正には載っていませんが、その辺はどういうふうにされていくのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

当面としては、1課4係でスタートし、相互の必要性等があれば、今後そういった形で、集約するのか増やすのか検討はしていきたいと思いますが、スタートしては4係ということでございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回、財政管財課と税務課の統合ということなんですが、今後、東彼杵町は、私は12月に一般質問をしたわけですけど、非常に財政的には厳しい財政運営を強いられることが予想されるわけです。今後、東彼杵町は、どこの自治体もそうだと思うんですけど、行政財産、普通財産の総合計画を考えられて、今後、取捨選択をしなければなりませんね。ここは潰すとか、ここは新しくするか。そういうことが今から一番大事な時期になってくるんじゃないかと思うんですけど、そういったことを、今まで以上の仕事が財政管財課に増えてくるんですよ。税務課の方は、今までの仕事と変わらないような状況で推移していくのではないかと思うんですけど、特に、管財の方は仕事が増えてくる中で、こういった課の統合になりますと上に立たれる、実務的なことは係長がされるとは思いますけど、上に立たれる課長さんは、非常に厳しい立場、難しい立場になってくるのではと思うんです。そういったことには、ある程度の年数をかけた人材育成といいますか、そういったことも必要ではなかったのかと思うんですが、そういった準備を町長としては、もう1、2年かけてされているような状況なんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

公共施設の管理状況のマスタープランは作りましたが、今、おっしゃったように、何を潰して何と統合するとかという取捨選択をして、町民の皆さんに提案するわけですけど、そこは今からやります。そして、現状の人員でやらないとこれは無理です。働き方改革で、パート、嘱託の人も、全て給与とか手当をやるような話になっています。そうしたら何千万円という金が出てきます。その金をどこから出すかということです。とても無理でございます。もちろん他町の、九州でしていただきましたけど、ほとんどの自治体が正規職員に対して150%の人員を、非正規の方を配置をしてということでNHKでやっておりました。佐々町などは厳しいんですけど、本町はそういうところまでいっておりません。幼稚園や保育園などが民間でやっていただいているので、この辺が非常に少ない人員でやっています。引き続き少ない人材で、もちろん、タイムリーに、人材育成なんかはいきません。だから、常日頃からそういうことは、いろんな所で、公共施設の管理のマスタープラン作成とか、方針等は検証などがあっています。そういうものでやっていかないと、特別にその担当というのは余裕がございません。どちらかと言えばワークシェアで、皆でやっていくような体制を作らなければならないと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

町長がおっしゃることもわかるんですけど、今の話の中で、特に、今からの職員さんの数もあまり増やせないという状況です。

今までは、どちらかと言いますと、市役所に行きますと、ある程度専門分野が限られて、そういった中で職員さんの異動が行われていますが、役場においては、やはり少人数の中でいろんなキャリアを踏んでいかなければなりませんけれども、逆に言えば、今度、役場の方も、ある程度今からの、特に係長、課長の異動につきましては、1つか2つの範囲でしないと、ある程度専門的な知識が必要と思うんです。ですから、役場がキャリアが、5つも6つも課を踏ませるのではなくて、ある程度類似したような課は、そこに集中した、今後の、長期的な職員養成と言いますか、そういったことも必要になってくると思うんです、町長。今までのように動かせるのは、20代、30代はいですけど、40代過ぎたら、ある程度課を集中した人事異動も必要となってくるのではと思いますけど、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうことも考えながら今からやっていきます。当然、固定してしまうという方法もありますけど、デメリットも出てきます。それぞれ課長あるいは係長の意見も聞きながらやっていますので、人事は確かに我々がやっていくわけですので、そういうことをやらないということはできません。行政は、既に、ずっと継続中でございます。限られた人員で最大知恵を出していこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今、1課4係と言われましたが、1課4係なので普通、係長は4人と考えるのですが、今の統合した時に係長は何名いらっしゃるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

係長については5人いることになります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

係長とつくのは、昔から、係の長ですから、係に1人。非常に、一般質問もありましたけど、ほとんど係長さんばかりだった課が一時ありました。町長は、仕事のあれを高めるために責任を持たせるためとありましたが、通常、昔は予算を担当している時も、だいたい係長が作成して課長が統

合していましたね。係長ばかりになった時に、どういう、弊害ということもあるんですか。仕事を誰が責任を持ってするのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、メリットデメリットがあります。係長を置くか置かないかで変わります。それは要するに、係の中で役割分担を決めております。係長が増えたにしても責任の度合いがもちろん変わってきますが、それぞれ今ある仕事をするだけです。係とは大きくあるだけで、誰が主任係長みたいな感じになっていきます。仕事の内容は全く変わりません。それだけ責任を持ってもらうということです。仕事のスキルは上がっていくかと思っております。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）

○議長（後城一雄君）

日程第4、議案第2号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第2号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6407 万 8000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 2995 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正予算の主なもの、歳出におきましては、総務費にふるさと納税経費など 2907 万 8000 円、教育費に小中学校空調設備工事費として 3500 万円を追加計上いたしております。

財源につきましては、特定財源として寄附金 2902 万 8000 円、繰入金といたしまして 3500 万円、町債といたしまして 60 万円を追加計上いたしております。一般財源として、地方交付税を 55 万円減額計上いたしております。

内容につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして、説明を加えます。

11 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費は、年度末までの支出見込み額が、現予算額を上回る見込みのため、町長交際費を 5 万円追加いたしております。

3 目財政管理費は、業者委託等によって寄附額が見込みより大きく増額となっております。返礼品代として 8 節に報償費を 2300 万円、また 13 節、納税事務代行業務委託料を 500 万円、14 節、各種納税サイトの使用料を合わせまして 102 万 8000 円を追加いたしております。

12 ページ、10 款 2 項小学校費 1 目 15 節工事請負費は、補正第 7 号において千綿、彼杵両小学校の空調設備設置工事費を 7500 万円と見込み追加しておりましたが、実施設計の結果、千綿小学校は 300 万円不用額が、彼杵小学校は、現在の高圧受電設備が狭あいでの新たな設備工事が必要となりましたので 1600 万円を追加し、合わせて 1300 万円の追加を行っております。

3 項中学校費 1 目 15 節工事請負費、これも補正第 7 号で、（仮称）東彼杵中学校空調設備工事として 4700 万円を追加しておりましたが、実施設計の結果、先ほどの彼杵小学校の同様の理由によりまして 2200 万円を追加いたしております。

なお、工事名を仮称としておりますが、平成 30 年第 4 回定例議会において学校名が決定いたしましたので、この予算の議決後は、仮称を除いた工事名を用いたいと思いますので、この場で仮称の削除をお願いいたします。

14 ページをお願いします。11 款 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目 30 年農地等災害復旧事業費及び 4 目 30 年林道災害復旧事業費は、予算計上時、地方債の充当率を 90%で計上しておりましたが、激甚災害の指定を受け、地方債の充当率が 100%に引き上げられましたので、2 目、3 目で、合計で地方債を 70 万円増額し、一般財源を 70 万円減額する財源更正を行っております。

15 ページの 2 項 2 目 30 年公共土木施設災害復旧事業費は、個々の工事の端数整理によりまして地方債を 10 万円減額し、一般財源を 10 万円増額する財源更正を行っております。

戻っていただいて 7 ページをお願いいたします。2 歳入、11 款地方交付税は、町長交際費追加の財源とするため 5 万円を追加し、合わせて災害復旧事業で一般財源が 60 万円減額となりましたので、合計で 55 万円を減額いたしております。

8 ページ、18 款 1 項 4 目 1 節ふるさとまちづくり応援寄附金は、東彼杵町まちづくり応援寄附条例第 4 条第 1 項但し書の規定によりまして、ふるさと納税の寄附を募る目的達成のため、寄附金を基金に繰り入れることなく返礼品等の財源とするため、歳出計上額と同額の 2902 万 8000 円を追加いたしております。なお、年度末までの寄附見込み額は 1 億円程度と見込んでおり、未計上額は専決補正において計上する予定といたしております。

19 款 1 項 5 目 1 節教育文化施設整備基金繰入金 3500 万円は、小中学校空調設備工事の財源とするため、追加した工事費の全額を追加いたしております。

10 ページ、22 款 1 項町債 6 目 1 節災害復旧事業債は、充当率変更により 60 万円を追加いたしております。

戻っていただいて 3 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正。10 款 2 項及び 3 項の空調設備工事は、これも補正第 7 号で繰越明許費の議決をいただいておりますが、今回補正で工事費が追加となりましたので、設定金額の補正をお願いするものでございます。

4 ページ、第 3 表、地方債補正。現年補助災害復旧事業は、借入限度額を 60 万円増額して 1390 万円に補正し、補正後の地方債の借入限度額を総額で 4 億 4862 万 5000 円に設定するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法は、補正前と変更ございません。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページ第 1 表は、ただいま補正の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

11 ページの 3 目財政管理費の中の 13 節委託料ということで 500 万円上がっております。これは、私も一般質問の折に、事務委託をどんどんやって寄附額を上げたらどうかという提案も以前いたしておりました。今回、委託はどういった内容で 500 万円をされるのか、内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

現在、本社は波佐見にある業者にふるさと納税の事務全般において委託を行っております。返礼品の開発と言いますか、町内の業者を回っていただいて返礼品をどんなものにするかという企画から、それから、納税のサイトがありますが、チョイスとか楽天とか使っていますが、それをそのサイトで、皆さんが見てわかりやすいような、納税意欲が沸くような、納税意欲と言ったらおかしな話なんですけど、そういった形の作りこみを行っていただいております。それと寄附に対するお礼状とか、お礼状の発送業務、そこまで含めまして全般的な発注から何から全てをこの業者に行って

いただいております。

その業者に、例えばふるさとチョイスでございましたら、寄附額の10%の交付をいたしております。さとふるは5%としています。そういった形で、先ほど申し上げましたように、寄附額が1億円ぐらいに伸びてきております。その10%で1000万円は要りますので、そういった形で、今回不足が生じたということです。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

ということは、別な業者とかの委託は考えておられないと今の話では理解しております。

それと、また、例えば、他所の地域から、他町から東彼杵町に寄附をしていただくというのはありがたいことですが、逆に東彼杵町からそういった他町へふるさと納税という形で、その位の、どのような状況になっているのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

今資料、実績を手元に持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

同じ関連なんですけど、課長の説明では、今年は1億円ほどいくということなんですけど、今までは4、5000万円ですとふるさと納税は来ていたんですけど、なぜ急に増えたのか。また、この返礼品は、ちゃんと、今マスコミでも話題になっているように、総務省が3割ぐらいに押さえないということなんですけど、東彼杵町はそれをきちっと守っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

まず、なぜ寄附額が増えたのかというご質問でございますが、やはり返礼品の業者数が増えたこと、返礼品の組み合わせ、組み立てと言いますか、例えば、お肉でしたら年に12回発送で寄附額100万円とか、そういった返礼品の作りこみが充実したこと。あとサイトでのPR、サイトでの作りこみが良くなったということで寄附額が増えたということです。

それと、総務省の件ですけど、ピーチ航空がありましたけれども、これが返礼率 50%でしたが、ピーチ航空は止めました。一昨年の 11 月までで終了しております。現在、送料を除きまして、全て 30%以内の返礼品の率ということでいたしております。

ピーチ航空は総務省から指摘がありましたので、その時点で直ちに止めたところでございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

もう一つ、先ほどの課長の説明では、今まではふるさと応援寄附金は、基金に積み立てて、基金の運用としていろんなところに利用しているという話を聞いたんですけど、私も以前から疑問に思っていたのですが、基金に入れますと、基金の運用の規定や条例があるはずですね。用途がある程度制限されますので、なぜそういうことをするのかと思っていましたが、今、課長の説明では、基金に積み立てないで、どういう形で処理を今後されるのか詳しい説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

時期は覚えていないんですけど、以前の議会でふるさとまちづくり応援寄附条例がありますけど、寄附条例を改正をさせていただいております。その中で、ふるさと納税の寄附を募る目的達成のためは、基金に繰り入れることなく使用できますよということを但し書で追加をさせていただいております。その規定を用いまして今回このような処理をさせていただいております。

歳入で、例えば、寄附が 1 億円上がってまいります。今度、基金の方に積む時に、例えば、今、経費が 59%かかっています。返礼品が 3 割、その他サイト利用料とか先ほど言いました業者委託を諸々していきますと、59%ほどが出ていくようなことになっております。実質 4000 万円ほどの積立ぐらいしかできないのかなと思っております。それを歳出の基金積立に 4000 万円を歳出予算で組みまして、あと残りの 6000 万円については一般財源として使わせていただくと。それが寄附関係のものにみんな入っていくという財政上の処理をさせていただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねいたします。このふるさとまちづくり応援寄附金の事務を、交流センターの方で移管して、そっちの方で収益を上げてもらって、今から独立するような形で、手数料を何%か取るような形で。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員がおっしゃるようなことを、例えば、橋ノ詰の自治会などがNPOを作ってもらって、そういうことをやろうとか。今、おっしゃたように、ふるさと交流センターに委託をして、ふるさと交流センターでそういう業務をすることもまちづくり課で検討させております。そういうことが順調にいけば良いんですが、ふるさと納税もずいぶん絞ってこられます。課長は違反はないと言いますが、大村湾漁協との関係も若干ありまして、この辺が厳しくなるのかなという気持ちがあります。理解してもらわなければ、なぜ東彼杵町が大村湾漁協から取ることができるのかと話があります。その辺も若干、時津町がいきなり上がっていきますので。ああいう面もありますので、考えなければならぬかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

11ページの町長の交際費について伺います。町長が答弁をお願いします。

残り2月、3月、あと2か月になって5万円の追加がされていますが、どういった理由で、どういった使用目的が増えたのか。その辺のところをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

年度末になって、補正ということをお願いするわけですけど、予算は60万円としております。56万7000円ぐらい既に支出済みがあるわけです。特に、例年にない支出で、どういうものがあるかと言いますと、諫早あたりなどに鯨の食文化があるので来てくださいということで、そういう時とか、漁協の合併がこの前ありましたけれども、全く予期していないことが入ってくる。全部で12万6000円ぐらい増えました。どうしても今から先、あと3万2000円しかないものですから、8万円ほど支出が出てくるだろうということで、なけなしの予算ですけどもお願いしたいと考えています。5万円。よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

予期していない部分が増えたから足りなくなったという理由をされましたが、例えば、その中に町内の告别式に弔電をされているのもおそらく交際費から出ているのではないかと思うのですが、そういった形で、私は、高齢者の亡くなった方が増えたのかなと勘違いしてそう思っていました。ところが、今答弁されたのは、予期しなかったものに呼ばれたから増えた、10万円ぐらい増えたということでした。

告别式の話をしていただきます。告别式の時に町長名で弔電を出されていますが、その際にこちらからは、東彼杵町長、渡邊悟と名前まで書いて弔電を発行されているのか。それとも東彼杵町長というところにとまっているのか、確認のために教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、町長渡邊悟まで入れております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私は、告別式のたびに思うのですが、名前まで入れなくてもいいのではないかという気がするんです。東彼杵町長というところで。私が、他の市町村の告別式に行った時は、何々市長、何々町長というところでとまって、披露といいますか、そういった形でされていたことがあって、あえて、今どのような形で発送されているのかなということを確認したわけです。

今後、どうされるのかわかりませんが、町長ということですから名前までどうなのかというところが、ちょっと自分自身が疑問に思いましたので、その辺のところは執行部、町長本人も考えて、今後の弔電発送する場合はご検討いただければなということをお願いしておきます。今の答弁については、増えた部分については理解できました。以上です。

○議長（後城一雄君）

先ほど、税務課長の方から浪瀬議員の回答をするそうですので。町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

先ほどふるさと納税のご質問をいただきまして、町内者でふるさと納税をした者ですけれども、平成29年度の実績で、人数が37人、寄附額459万5000円になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

私がお尋ねしたのは、町内で東彼杵町にした方ではなくて、東彼杵町内に居て他町にした人が、ここから税額が逃げていくという考え方ですね、それがどのくらいあるのかなというのを尋ねたところであります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

先ほど459万5000円と回答した額は、東彼杵町で他所の市町に寄附をされた額のトータルです。実際、この額には町県民税になりますので、町民税と県民税に分かれるものですから、町の実質の損失額としては189万7020円になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ふるさと納税で聞き漏らしたことがありました。寄附金が増えると返礼品も増えると思います。それに連れて今までなかった、今まではほとんどが道の駅が主だったと思います。それに伴って町民の方も新しくふるさと納税の返礼品に使って欲しいという希望も増えて、私もあちこちで耳に聞くんですけど、そういった要望がたぶん増えているのではないかと思います。そういった時に、ある程度品質的なチェックをしないと、役場としてですね。申し込みをそのまま受入れていても品質的なものがあるでしょうから、やはり、ふるさと納税の返礼品の申し込み品のチェックなどはきちっと今からしていかなければならないんですけど、そういったことは今後どういう予定をされているのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、企画もそうなんですけど、併せまして返礼品に何をするか、その品質はどういうものかというものも全て先ほど申しあげました業者の方に委託してやっていただいております。そこは間違いなく現在もやっております。肉につきましても、個体識別番号を付けて出すようにいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前10時12分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一